

川崎市上下水道局工事等請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

(平成25年3月29日24川上総契第1264号)

川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第14条の2の規定に基づく工事及び製造(物品の製造を除く。)の請負契約に係る最低制限価格の設定については、川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱(平成18年3月10日17川財契第12823号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局工事等請負契約に係る最低制限価格取扱要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局工事等請負契約に係る最低制限価格取扱要綱(平成18年3月31日17川水総契第394号)は、廃止する。